

大仙市告示第 3 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 6 第 2 項の規定に基づき、下記認可地縁団体が不動産の所有権の移転登記をすることについて、異議のある当該不動産の登記関係者又は不動産の所有権を有することを疎明する者は、大仙市長に対し異議を述べることができる旨を公告する。

令和 6 年 4 月 1 日

大仙市長 老 松 博 行



1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

(1) 名称：布又自治会

(2) 区域：大仙市円行寺字布又・同字布又尻・同字南ケ沢・同字田ノ沢・同字淵ケ沢の全域

(3) 主たる事務所：大仙市円行寺字布又 93 番地 6

2 申請不動産に関する事項

(1) 土地

地 目	面 積	所 在 地
山林	113,158 m ²	大仙市円行寺字新田ノ沢 10 番 15

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	登記上の住所
今田 昭治	仙北郡西仙北町円行寺字布又 38 番地
今田 義男	仙北郡西仙北町円行寺字布又 43 番地
今田 重蔵	仙北郡西仙北町円行寺字布又尻 14 番地 2
今田 金一郎	仙北郡西仙北町円行寺字布又 88 番地 1
今田 金之助	仙北郡西仙北町円行寺字布又尻 30 番地
今田 金助	仙北郡西仙北町円行寺字布又 39 番地
佐々木 とき	仙北郡西仙北町円行寺字南ケ沢 26 番地 5
佐々木 兼雄	仙北郡西仙北町円行寺字布又尻 28 番地

佐々木 勇治郎	仙北郡西仙北町円行寺字布又 12 番地 2
佐々木 勝雄	仙北郡西仙北町円行寺字田ノ沢 8 番地 3
佐々木 松雄	仙北郡西仙北町円行寺字南ヶ沢 8 番地
佐々木 登喜男	仙北郡西仙北町円行寺字布又尻 24 番地
佐々木 金一郎	仙北郡西仙北町円行寺字測ヶ沢 28 番地 1
佐々木 銀四郎	仙北郡西仙北町円行寺字布又 73 番地
齋藤 広行	大仙市円行寺字布又 47 番地 1
三浦 市郎	河辺郡河辺町和田字高屋敷 137 番地
三浦 敬一	仙北郡西仙北町円行寺字田ノ沢 8 番地 5
三浦 文子	仙北郡西仙北町円行寺字布又 7 番地 1
三浦 末蔵	仙北郡西仙北町円行寺字布又 7 番地 1
齊藤 與重郎	仙北郡西仙北町円行寺字南ヶ沢 22 番地
齊藤 茂雄	仙北郡西仙北町円行寺字南ヶ沢 10 番地

3 当該不動産の登記移転等を行うことについて異議を述べることができる者

- (1) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- (2) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- (3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間及び方法

- (1) 期間 令和6年7月1日まで
- (2) 方法 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申出書、申請不動産の登記事項証明書、住民票の写し及びその他市長が必要と認める書類を添えて提出すること。
- (3) 提出先 019-2192

秋田県大仙市刈和野字本町5番地

大仙市役所 西仙北支所 地域活性化推進室